

白井市景観とみどりの基本計画

策定に関する 説明会

本市の景観は、市街地景観、自然景観、歴史・文化景観が調和・共存していることが一つの特徴であり、これらの良好な景観をまもり、つくり、そだて、次世代に継承していく必要があります。市の景観特性や課題に対応したきめ細やかな景観施策に取り組むため、本市は令和4年4月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行しました。

田畑や緑地、里山などのみどりは、本市の景観を構成する大きな要素であり、景観に係る施策と緑化に係る施策を一体的に推進することが効果的かつ効率的であることから、景観計画とみどりの基本計画を一体として策定することとし、現在、計画の策定に向け取り組んでいます。

このたび、現在、検討している計画内容について、市民・事業者・活動団体などの皆様へ周知するため、説明会を開催します。

※景観行政団体・・・良好な景観の保全及び形成を図るため、景観法に基づき景観行政を行う団体

計画が施行されると・・・

市民・事業者・活動団体・行政などが良好な景観とみどりの形成に向けて、協働で取り組みます

一定規模以上の建築物や工作物等の新築、増築、改築、外観の変更などを行う際は、届出が必要となります

みどりを保全・創出する区域が定められ、法的な制限は伴わないものの、緑地の保全への配慮や集中的な緑化の推進が図られます



事前申し込み不要

日時

令和8年1月21日(水) 18:00～19:30
令和8年1月25日(日) 10:00～11:30

場所

白井市役所 東庁舎 会議室 101

【問合せ】 白井市都市計画課 連絡先：047-401-4682

景観形成方針図

景観形成方針とは、景観づくりの基本的な考え方を示すもので、ゾーン・軸・拠点という範囲で地域設定を行い、方向性を定めます。また、周辺の景観に影響を与える一定規模の行為に対しては、届出が義務化されます。

凡例

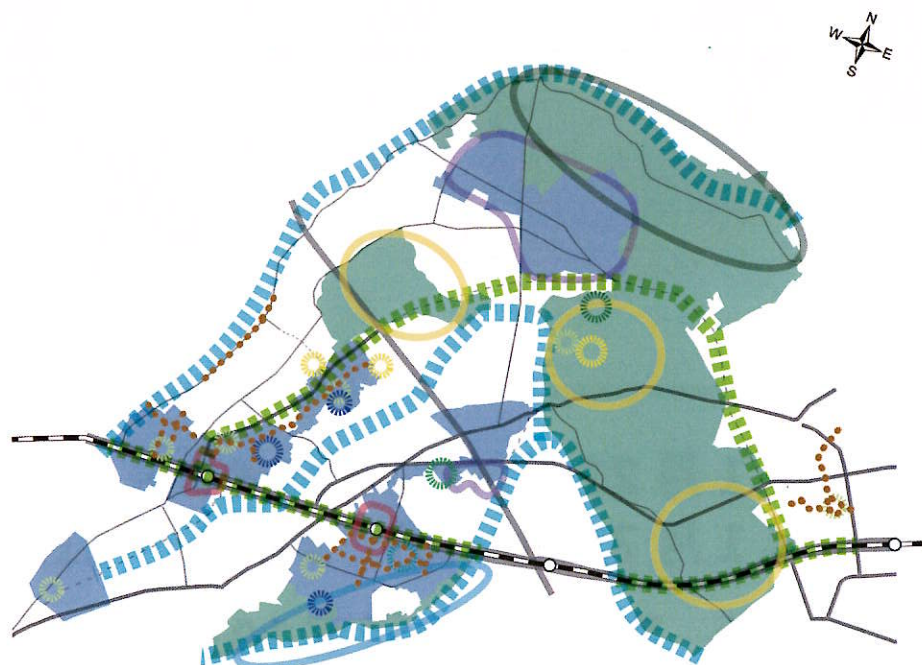
- 市域
- 鉄道
 - 駅
 - 北総鉄道
- 道路
 - 国道
 - 県道
 - 主な市道
 - - - 構想道路
 - 計画道路



- 住まいのゾーン
- ビジネス・交流ゾーン
- 工業ゾーン
- 農のゾーン
- 里地里山のゾーン
- 広域骨格景観軸
- 道路景観軸
- 河川景観軸
- 駅景観拠点
- 歴史・文化の景観拠点
- 新たな産業誘致等が見込まれる場所

みどりの配置方針図

みどりの配置方針とは、本市の魅力的なみどりの地域資源を保全・活用し、まちづくりを推進するため、みどりの持つ様々な機能に注目してそれぞれの機能ごとに配置の方針を定めるものです。



【産業】

- 商業地
- 工業地

【河川・水辺】

- 河川・湖沼
- 調整池・調節池

【みどりの拠点】

- 主要な公園緑地
- 運動公園
- 総合公園
- 地区公園
- 近隣公園
- 市民の森
- 緑道

【生息・生育地の中核施設】

- 水辺
- 谷津
- 樹林地・草地

【みどりの軸】

- みずべのネットワーク
- みちのネットワーク

【緑地を保全・緑化を推進する地区】

- 緑地の保全が望ましい地区
(保全配慮地区)
- 緑化の推進が望ましい地区
(緑化重点地区)